

令和6年2月27日

各地区柔道連盟会長 殿
各 職 域 の 長 殿

山形県柔道連盟
会 長 黒 田 一 彦 (公印省略)

柔道指導「有資格者」等の自覚と適正な運用について（再通知）

これまでも機会あるごとに申し上げてまいりましたが、柔道指導者等によるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントをはじめ、各種暴力行為等は柔道の精神・価値観とは相容れないものであることは周知のとおりであります。承知のとおり、柔道の究竟の目的は「己を完成し世を補益すること」にあり、付随して礼儀正しさを重んじる武道であり、各指導者はその模範となるべきこととは言うまでもないことです。

つきましては、別添、本職通知「柔道指導に係る有資格者の適切な運用について」(R2. 8. 9) 及び「柔道指導等における「暴力行為根絶」について」(R2. 11. 2) を再度確認の上、柔道の正しく適正な指導を行うようお願いします。

また、以下の全日本柔道連盟ホームページ「暴力・体罰・セクハラ問題を学ぶ」を参照の上、管下団体及び職域の指導者に対し、周知徹底を図るようお願いいたします。

全日本柔道連盟ホームページ「暴力・体罰・セクハラ問題を学ぶ」

<https://www.judo.or.jp/coach-referee/harassment/>